

1. 研究大会プログラム

(2022年12月1日 0時00分現在)

※ 会期中に変更となる可能性があります。最新のものは、

<https://in-law.jp/taikai/2022/program.pdf>

で公開いたします。

12月3日(土)

時間	会場:中ホール(1階)	
	中ホール1・2	中ホール3
11:30~	受付開始	
12:00~12:30	情報ネットワーク法学会 2022年総会(会員のみ)	
12:30~12:40	(休憩)	
12:40~13:00	【開会挨拶】 中川裕志 情報ネットワーク法学会理事長 【開催校挨拶】 熊野直樹 九州大学法学部長・法学研究院長・法学府長	
13:00~14:00	【基調講演】 酒匂一郎 九州大学名誉教授 「講義『インターネットと法』の経緯(仮題)」	
14:00~14:30	(休憩)	
14:30~16:00	【第1分科会】 マイナンバー制度の法的統制と政策	【第2分科会】 刑事手続の電子化と証拠開示:その影響と問題点を探る
16:00~16:15	(休憩)	
16:15~17:45	【第3分科会】 地方公共団体における個人情報保護法一元化への対応状況 (個人情報保護研究会)	【第4分科会】 システム障害におけるユーザ・ベンダの責任分界と損害の範囲 (ビジネス法務研究会)

※懇親会はございません。

12月4日(日)

時間	会場:中ホール(1階)・会議室(2階)				
	中ホール1	中ホール2	中ホール3	会議室1	会議室2
	<p>●個別報告 A 「個人情報保護1」</p> <p>司会: 吉井和明副理事長 板倉陽一郎前理事</p>	<p>●個別報告 B 「個人情報保護2」</p> <p>司会: 湯浅壘道元理事 斉藤邦史前理事</p>	<p>●個別報告 C 「AI・フェイクニュース」</p> <p>司会: 水谷瑛嗣郎理事 橋本誠志理事</p>	<p>●個別報告 D 「制度整備・セキュリティ」</p> <p>司会: 桑原俊理事 蔦大輔前理事</p>	<p>●個別報告 E 「アーカイブ・知財」</p> <p>司会: 栗原佑介理事 古賀崇前理事</p>
09:15～	受付開始				
09:30～ 10:00		<p>●個別報告 B-1 個人情報保護法における認定個人情報保護団体制度に関する日欧比較 (森京子-KDDI 総合研究所／一橋大学大学院)</p>	<p>●個別報告 C-1 アルゴリズムの透明性・公正性－「食ベログ判決」(東京地判令和4年6月16日)を踏まえた検討 (松尾剛行-桃尾・松尾・難波法律事務所)</p>	<p>●個別報告 D-1 「DX人材」育成の課題と展望 (松村豊大-徳島文理大学)</p>	<p>●個別報告 E-1 デジタルアーカイブとIT法務をめぐる一考察－「情報の価値と時の経過との関係」を踏まえつつ－ (古賀崇-天理大学)</p>
10:00～ 10:05	(休憩)				
10:05～ 10:35	<p>●個別報告 A-2 英国のデータ保護監督機関改革 (板倉陽一郎-ひかり総合法律事務所)</p>	<p>●個別報告 B-2 個人情報の不適正利用についての実務的課題 (遠藤洋一-小沢・秋山法律事務所)</p>	<p>●個別報告 C-2 EUにおけるAI規則法案の方向性と規則のサンドボックス制度の活用から見る規範形成と日本への示唆 (寺田麻佑-一橋大学)</p>	<p>●個別報告 D-2 次世代医療基盤法の改正に向けた課題－データベースの運用や構築に関して－ (松瀬萌々香-九州大学法学府)</p>	<p>●個別報告 E-2 電子訴訟記録に対する「記録閲覧」の問題点 (星野豊-筑波大学)</p>
10:35～ 10:40	(休憩)				

10:40～ 11:10	●個別報告 A-3 韓国の個人情報保護法制と個人情報自己決定権、その日本法への示唆 (高木浩光-産業技術総合研究所)	●個別報告 B-3 情報受認者論に基づいた制度構想-信認義務をプライバシー論に基礎づけるための考察- (佃貴弘-北陸大学)	●個別報告 C-3 対話型ロボットの言動に対する法的責任-医療現場での実用に向けて- (長島光一-帝京大学)	●個別報告 D-3 ランサムウェア攻撃と意図せず流出させられた営業秘密の法的保護 (藤岡福資郎-九州工業大学)	●個別報告 E-3 声の人格権に関する検討-韓国の「音声権」判例を参考に- (荒岡草馬・篠田詩織・藤村明子-日本電信電話 社会情報研究所、成原慧-九州大学)
11:10～ 11:15	(休憩)				
11:15～ 11:45	●個別報告 A-4 オンラインプラットフォーム上におけるプライバシー情報収集規制の日本・EU・米国・中国における規制の最新動向と比較 (寺田麻佑-一橋大学、成原慧-九州大学、松尾剛行-桃尾・松尾・難波法律事務所)	●個別報告 B-4 死者の個人情報の保護 (湯淺壘道-明治大学)	●個別報告 C-4 インターネット上の医療フェイク情報規制について (高良幸哉-筑波大学)	●個別報告 D-4 セキュリティクリアランス(人クリアランス)に関する法規制 米国の法規制の紹介と我が国の制度を拡充する際の着目点を中心に (有本真由-アレシア国際法律事務所)	●個別報告 E-4 漫画村広告事件(知財高判令和4.6.29 令和4年(ネ)第10005号) (橘雄介-福岡工業大学)
11:45～ 13:00	(休憩)				

時間	会場:中ホール		
	中ホール1	中ホール2	中ホール 3
13:00~14:30	<p>【第 5 分科会】 サイバーとフィジカル ～空間を超えた複合的法領域 の課題～</p> <p>(個人情報保護研究会)</p>	<p>【第 6 分科会】 アバターを安全かつ信頼して 利用できる社会の実現に向け た新次元領域法学(AI・ロボッ ト・アバター法)の展開</p> <p>(ロボット法研究会)</p>	<p>【第 7 分科会】 コンピュータ・ウイルス罪の現 状～コインハイブ事件とアンド ロイドアナライザー事件のその 後</p> <p>(ネット社会法務研究会)</p>
14:30~14:45	(休憩)		
14:45~16:15	<p>【第 8 分科会】 実現が見えてきたインターネッ ト投票</p> <p>(インターネット投票研究会)</p>	<p>【第 9 分科会】 プロバイダ関連紛争の最新実 務と理論的問題</p> <p>(プロバイダ責任制限法研究会)</p>	<p>【第 10 分科会】 プライバシー・個人情報保護に おける自己決定の意義と限界 ー自己情報コントロール権説 の再検討ー</p> <p>(プライバシー法理論研究会)</p>
16:15~16:30	(休憩)		
16:30~18:00	<p>【第 11 分科会】 企業・組織間の協創と協業～法 改正と社会変化の中でのデー タ活用とコミュニケーション</p> <p>(個人情報保護研究会)</p>	<p>【第 12 分科会】 DAO(decentralized autonomous organization)の法承認と あるべき規制論</p>	
18:00~	閉会挨拶	閉会挨拶	

8. 分科会要旨・登壇者

(2022年12月1日 0時00分現在)

※ 会期中に変更となる可能性があります。最新のものは、

<https://in-law.jp/taikai/2022/program.pdf>

で公開いたします。

■第1分科会「マイナンバー制度の法的統制と政策」

企画責任者：斉藤邦史(慶應義塾大学)

要旨：

各地で進行中のマイナンバー違憲訴訟では、憲法13条に関する住基ネット最高裁判決の判断枠組みについて、控訴審判決の間でも解釈が分かれる展開となっている。実務的にも、個人情報保護委員会による監視・監督のあり方を実績に即して多面的に吟味すべき時期に差し掛かっているというべきであろう。

他方で、諸外国でもいわゆるデジタルIDについては模索が続いており、マイナンバー制度の将来像はなお明瞭でない。本分科会では、「情報自己決定権」をめぐる議論にも目配りしつつ、マイナンバー制度の課題とあるべき姿の討議を試みたい。

<登壇者>

- ・實原隆志(福岡大学)
- ・高野祥一(九州産業大学)
- ・成原慧(九州大学)
- ・斉藤邦史(慶應義塾大学)

■第2分科会「刑事手続の電子化と証拠開示：その影響と問題点を探る」

12月3日(土)14:30~16:00

企画責任者：指宿信(成城大学)

要旨：

刑事手続の電子化に関しては、昨年より、法務省刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会において議論されたのち、本年3月、取りまとめ報告書が公開されており、これを受け、現在、法制審議会－刑事法(情報通信技術関係)部会において、法制化に向け議論が行われている。刑事手続の電子化の内容は多岐にわたるが、そのうち、刑事弁護実務において重要視されているものとして証拠開示のデジタル化があり、その在り方が論点とされている。取りまとめ報告書では、オンラインでの閲覧・謄写について、前提として一定のセキュリティ措置があることを示されているところ、日弁連においては、本年、弁護士情報セキュリティ規程を制定し、弁護士全体のセキュリティ強化

を図っているところである。このような状況において、本分科会においては、我が国の証拠のデジタル開示の在り方を諸外国における制度と比較するとともに、あるべき対応について討議したい。

<登壇者>

- ・指宿信(成城大学)
- ・斎藤司(龍谷大学)
- ・山本了宣(後藤貞人法律事務所)
- ・吉井和明(光雲法律事務所)

■第3分科会「地方公共団体における個人情報保護法一元化への対応状況」

(個人情報保護研究会)

12月3日(土)16:15~17:45

研究会主査:藤村明子(NTT 社会情報研究所)

企画責任者:板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)

要旨:

2021年個人情報保護法改正は個人情報保護法制の官民一元化を行ったが、特に地方公共団体への影響が強い改正点として、地方公共団体の個人情報保護制度の実質的な一本化、大学・病院・研究機関等の規律移行法人(地方公共団体が設置したものを含む)の民間事業者規律への移行があるが、2023年4月の全面施行に向けて必ずしも準備状況は順調とはいえない。本分科会では、地方公共団体における個人情報保護の一元化への対応状況を概観し、条例改正、議会、災害、セキュリティという各論についても議論する。

<登壇者>

- ・鈴木正朝(新潟大学)
個人情報保護法一元化と「個人情報」の定義
- ・板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)
個人情報保護条例改正に伴う論点
- ・湯浅壘道(明治大学)
個人情報保護法一元化と地方議会
- ・岡本正(銀座パートナーズ事務所・岩手大学客員教授)
災害分野における個人情報保護法制一元化
- ・上原哲太郎(立命館大学)
個人情報保護法一元化と地方公共団体の情報セキュリティ(仮)

■第4分科会「システム障害におけるユーザ・ベンダの責任分界と損害の範囲」

(ビジネス法務研究会)

12月3日(土)16:15~17:45

研究会主査: 齊藤邦史(慶應義塾大学)

企画責任者: 伊藤雅浩(シティライツ法律事務所)

要旨:

稼働中のシステムで発生する障害が後を絶たない。稼働中のシステムで障害が発生すると、事業活動が停止したりするなど、甚大な損害が発生しがちであるが、システム開発紛争と比べると裁判例の蓄積も少ない。

本分科会では、システム障害におけるユーザ(システムの利用者・発注者)とベンダ(システムの開発事業者・運用事業者)の関係を取り上げて議論する。具体的には、①ユーザとベンダの責任分界、②過失の有無と程度、③損害の範囲等を取り上げるほか、各論として④ランサムウェアへの対応についても取り上げる予定である。

<登壇者>

- ・伊藤雅浩(シティライツ法律事務所)
- ・影島広泰(牛島総合法律事務所)
- ・大井哲也(TMI 総合法律事務所)
- ・田中浩之(森・濱田松本法律事務所)

■第5分科会「サイバーとフィジカル～空間を超えた複合的法領域の課題～」
(個人情報保護研究会)

12月4日(日)13:00～14:30

研究会主査: 藤村明子(NTT 社会情報研究所)

要旨:

近年、サイバー空間とフィジカル空間にまたがる法的課題の議論がさかんである。同テーマの議論は数々の課題が存在することが知られているが、本分科会では顕在化している論点から未だ議論が進んでいない分野に至るまで幅広くとらえ、複数の法領域の観点から俯瞰、議論していく中で、新たな観点を共有、獲得することを狙いとする。

<登壇者>

- ・藤村明子(NTT 社会情報研究所)
- ・成原慧(九州大学)
- ・小島立(九州大学)
- ・新屋敷恵美子(九州大学)
- ・富川雅満(九州大学)
- ・西村友海(九州大学)

■第6分科会「アバターを安全かつ信頼して利用できる社会の実現に向けた新次元領域法学(AI・ロボット・アバター法)の展開」(ロボット法研究会)

12月4日(日)13:00~14:30

研究会主査:新保史生(慶應義塾大学)

要旨:

サイバネティック・アバター(CA)は、人間が遠隔操作する有体物のロボットや無体物のCGエージェント等である。その研究開発が進み社会で実装するためには、CAを安全かつ信頼して利用できる社会受容基盤の検討が必要である。自律化・自在化が進んだCAは、それ自体で独立した存在に近づくことになるが、単なる道具ではなく、人間らしい身体を具備し人間と親和的に関わることができる存在となる。

本分科会では、CAの研究開発、利用、社会実装及びに受容性に係る法的課題を明らかにするとともに、当該諸課題において検討が必要な課題の解明を目指すための、新次元領域法学(AI・ロボット・アバター法)の展開の可能性について検討する。

<登壇者>

- ・曾我部真裕(京都大学)
- ・小塚荘一郎(学習院大学)
- ・湯浅壘道(明治大学)
- ・斉藤邦史(慶應義塾大学)
- ・新保史生(慶應義塾大学)
- ・原田伸一郎(静岡大学)
- ・栗原佑介(慶應義塾大学)

■第7分科会「コンピュータ・ウイルス罪の現状~コインハイブ事件とアンドロイドアナライザー事件のその後」(ネット社会法務研究会)

12月4日(日)13:00~14:30

研究会主査:川村哲二(春陽法律事務所)

要旨:

刑法168条の2「不正指令電磁的録作成等罪(以下、コンピューター・ウイルス罪)」をめぐる一連の裁判では、コインハイブ事件において、「不正性」がないとして最高裁逆転無罪判決がなされた。他方、アンドロイドアナライザー事件においては上告棄却決定により有罪が確定している。

当分科会では、各上告審の判断前に、コインハイブ事件の主任弁護人である平野敬弁護士及びアンドロイドアナライザー事件の主任弁護人である上平加奈子弁護士から、当時の見解を報告いただいたことがあるが、両事件の結論がついた現在、両事件の弁護人から、実務上の問題点について、報告いただく。

また、刑事法上の問題について永井善之氏からご報告いただくとともに、本件では直接問題にされなかった憲法上の問題について、水谷瑛嗣郎氏からご報告いただく。

各報告後、コンピュータ・ウイルス罪についてパネルディスカッションを行う。

<登壇者>

- ・壇俊光(弁護士) コインハイブ事件の報告
- ・上平加奈子(弁護士) アンドロイドアナライザー事件の報告
- ・水谷瑛嗣郎(関西大学) コンピュータ・ウイルス罪の憲法上の問題点について
- ・永井善之(金沢大学) コンピュータ・ウイルス罪の刑事法上の問題点について
- ・<司会>増田拓也(弁護士)

■第8分科会「実現が見えてきたインターネット投票」(インターネット投票研究会)

12月4日(日)14:45~16:15

研究会主査:湯淺壘道(明治大学)

要旨:

本分科会は、インターネット投票研究会の研究成果を公表するものである。

総務省が実証実験を続けてきた在外投票へのインターネット投票の導入は、新型コロナウイルス感染症により在外公館投票の利用が困難になったり期限内に届かない郵便投票が発生したりしていることから違憲訴訟も提起されており、最高裁判所の裁判官の国民審査と合わせて、具体的導入の可能性が見えてきている。

また地方選挙については、スーパーシティ型国家戦略特別区域につくば市が指定され、つくば市が提案するインターネット投票について調査実証事業が始まっている。

本分科会ではこれらの動向を紹介し、今後の論点についての検討を行う。

<登壇者>

- ・市ノ澤充(Vote For 代表取締役)
つくば市スーパーシティにおけるインターネット投票の取り組みについて
- ・河村和徳(東北大学准教授)
新型コロナ禍における選挙管理とデジタル活用に対する選管職員の意識
- ・高選圭(GLOCOM フェロー)
韓国の民間選挙におけるインターネット投票システムの利活用と民主主義 DX
- ・湯淺壘道(明治大学教授)
インターネット投票導入の具体的課題

■第9分科会「プロバイダ関連紛争の最新実務と理論的問題」

(プロバイダ責任制限法研究会)

12月4日(日)14:45~16:15

研究会主査:板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)

要旨:

2021年、プロバイダ責任制限法については「新たな裁判手続」を含む大改正が行われた。また、2022年には、Twitterへの削除請求に関する最高裁判決があり、侮辱罪の法定刑引き上げが行われた他、TwitterやGoogle等のSNS運営事業者について、国内の代表者登記が行われ、海外送達が不要になるという様々な動きがあった。本分科会は、これらの動きを総括して検討するものである。

<登壇者>

- ・田中一哉(サイバーアーツ法律事務所)
Twitterに対する削除請求事件最高裁判決
- ・清水陽平(法律事務所アルシエン)
新たな裁判手続の最新実務(ログイン型投稿、新しい裁判手続の現状)
- ・中澤佑一(弁護士法人戸田総合法律事務所)
開示対象情報の最新実務(電話番号等)
- ・板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)
立法, 政策動向
- ・<司会> 壇俊光(北尻総合法律事務所)

■第10分科会「プライバシー・個人情報保護における自己決定の意義と限界 —自己情報コントロール権説の再検討—」(プライバシー法理論研究会)

12月4日(日)14:45~16:15

研究会主査:村上康二郎(情報セキュリティ大学院大学)

要旨:

プライバシー・個人情報保護の分野においては、これまで、本人の自己決定や同意を重視する考え方が一般的であった。これは、「通知・選択アプローチ」とか「同意原則」と呼ばれるが、この背後には、プライバシー権に関する自己情報コントロール権説があるといえる。しかし、このような自己決定を重視する考え方に対しては、情報環境の変化やアメリカにおける議論を踏まえながら、再検討がなされるようになってきている。そのような見解の中でも、本分科会では、特に以下の2つを取り上げる。1つは、個人情報保護法制における「同意原則」の限界を指摘し、個人情報保護法制における自己情報コントロールの在り方を再検討しようとする見解である。もう1つは、自己情報コントロール権説を批判し、プライバシー権を「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」として再構成をはかる見解である。本分科会は、これらの最新の学説を取り上げて、従来の自己情報コントロール権説を批判的に検討しようとするものである。

<登壇者>

- ・松前恵環(駒澤大学) 「個人情報の処理に係る同意の意義と課題」
- ・音無知展(京都大学) 「適正な自己情報の取扱いを受ける権利について」
- ・成原慧(九州大学) 「コメント」

■第11分科会「企業・組織間の協創と協業～法改正と社会変化の中でのデータ活用とコミュニケーション」(個人情報保護研究会)

12月4日(日)16:30～18:00

研究会主査:藤村明子(NTT 社会情報研究所)

要旨:

企業・組織間においてパートナーとの協創を前提としたデータ活用による価値創出が年々進んでいく中で、本分科会は例年、企業の現場の担当者らが一堂に集まり、法的課題との向き合い方、ユーザの受容性を促すコミュニケーションのあり方、それらに向けた各企業の努力と工夫、実務上の課題や悩みを紹介、議論し、会場の参加者と共有している。

本年度は、R3,4 個人情報保護法や、電気通信事業法といった法改正の対応や、その他消費者に関するデータも視野に入れた各企業の対策等を主なテーマとする。

<登壇者>

- ・藤村明子(NTT社会情報研究所)
- ・板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)
- ・関原秀行(LINE)
- ・海賀裕史(ヤフー)
- ・加藤俊介(リクルート)

■第12分科会「DAO(decentralized autonomous organization)の法承認とあるべき規制論」

12月4日(日)16:30～18:00

研究会主査:吉井和明(光雲法律事務所)

要旨:

2021年7月、アメリカ合衆国ワイオミング州において、DAO(decentralized autonomous organization)をLLCの一種として会社として設立することを認める法律が成立した。他方で、我が国においては、DAOを法人として正面から認める法律はなく、今後、DAOをどのように取り扱うことになるか明確ではない。他方、ICOに起因する詐欺等は我が国のみならず世界的に生じている問題であり、また安易に法人格を認めることは、AMLの観点からも問題が生じ得る。そこで、本分科会においては、DAOの法承認の在り方、及びあるべき規制論について討議する。

<登壇者>

- ・高橋郁夫(駒澤総合法律事務所)
- ・山崎重一郎(近畿大学)
- ・岡田仁志(国立情報学研究所)
- ・吉井和明(光雲法律事務所)
- ・後藤大輔(光雲法律事務所)